

# 事務局規程

## (目的)

第1条 この規程は、一般社団法人 育ちとつながりの家ちとせの事務局の設置と運営に関して必要な事項を定めるものである。

## (設置)

第2条 事務局は理事会の承認を経て設置する。

## (事務局の業務)

第3条 事務局の業務は以下のとおりとする。

- (1) 会員管理業務
- (2) 会費管理業務
- (3) 総会案内業務
- (4) 庶務業務
- (5) ホームページや SNS 等維持管理業務
- (6) 社員への謝金、旅費に関する仕出業務
- (7) 理事会及び総会の議案および議事録作成業務
- (8) 法人に関する登記および税務申告にかかわる業務
- (9) その他、法人の運営に必要な業務

## (事務局業務の外部委託)

第4条 事務局は、第3条の業務を理事会の承認を得て、外部事業者へ委託することができる。

2 外部事業者への委託に支障が生じた場合は、事務局長は直ちに理事会にその旨を報告する。

## (付則)

- 1 本規程は2021年4月1日より施行する。
- 2 本規程の変更は理事会の承認を得ることを要する。